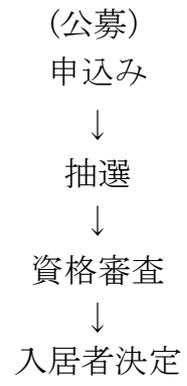


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	入居者の決定	
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者を決定する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)	
条 項	第8条第2項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標準処理期間	計	10日
判断基準	松山市営住宅管理条例第6条第1項各号に該当すること。	
【根拠法令等】	<p><b>松山市営住宅管理条例</b></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第1号、第3号、第4号及び第5号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 松山市に現住している者又は松山市に職場を有する者</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウ又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウ又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者が障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 214,000円</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</p> <p>イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>イウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額158,000円</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について別に定めることができる。</p> <p>(入居の申込み及び入居者の決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居資格のある者で公営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p>	
手続の流れ		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。